

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 11)
		② 上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。	
		《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。	
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12	
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:平成 29~令和 11 年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要ときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>令和11年度 119,764件/年 令和10年度 120,929件/年 令和9年度 122,108件/年 令和8年度 123,300件/年 令和7年度 124,506件/年 令和6年度 125,726件/年 令和5年度 126,960件/年 令和4年度 131,764件/年 令和3年度 130,002件/年 令和2年度 122,188件/年 令和元年度 134,315件/年 平成30年度 135,189件/年 平成29年度 135,036件/年</p> <p>※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計</p>
		② 適用額	<p>令和11年度 課税標準額 2,678,306百万円 (個人事業税 972,284百万円) (法人事業税 1,706,022百万円)</p> <p>令和10年度 課税標準額 2,589,641百万円 (個人事業税 995,063百万円) (法人事業税 1,594,578百万円)</p> <p>令和9年度 課税標準額 2,500,976百万円 (個人事業税 1,017,842百万円) (法人事業税 1,483,134百万円)</p> <p>令和8年度 課税標準額 2,412,311百万円 (個人事業税 1,040,621百万円) (法人事業税 1,371,690百万円)</p> <p>令和7年度 課税標準額 2,323,646百万円 (個人事業税 1,063,400百万円) (法人事業税 1,260,246百万円)</p> <p>令和6年度 課税標準額 2,234,981百万円 (個人事業税 1,086,179百万円) (法人事業税 1,148,801百万円)</p> <p>令和5年度 課税標準額 2,146,316百万円 (個人事業税 1,108,958百万円) (法人事業税 1,037,357百万円)</p> <p>令和4年度 課税標準額 2,370,765百万円 (個人事業税 1,213,841百万円) (法人事業税 1,156,924百万円)</p> <p>令和3年度 課税標準額 1,765,520百万円 (個人事業税 1,056,023百万円) (法人事業税 709,497百万円)</p>

		<p>令和2年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円)</p> <p>令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円)</p> <p>平成30年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円)</p> <p>平成29年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円)</p> <p>※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (令和2～4年度:第213国会提出、令和元年度:第211国会提出、平成30年度:第208回国会提出、平成29年度:第201回国会提出)参照</p> <p>※令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計</p>
③	減収額	<p>※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出した減収額を概算値として記載)</p> <p>令和11年度 2,678,306 百万円 × 4.6% = 123,202 百万円 (個人事業税 972,284 百万円 × 4.6% = 44,725 百万円) (法人事業税 1,706,022 百万円 × 4.6% = 78,477 百万円)</p> <p>令和10年度 2,589,641 百万円 × 4.6% = 119,123 百万円 (個人事業税 995,063 百万円 × 4.6% = 45,773 百万円) (法人事業税 1,594,578 百万円 × 4.6% = 73,351 百万円)</p> <p>令和9年度 2,500,976 百万円 × 4.6% = 115,045 百万円 (個人事業税 1,017,842 百万円 × 4.6% = 46,821 百万円) (法人事業税 1,483,134 百万円 × 4.6% = 68,224 百万円)</p> <p>令和8年度 2,412,311 百万円 × 4.6% = 110,966 百万円 (個人事業税 1,040,621 百万円 × 4.6% = 47,869 百万円) (法人事業税 1,371,690 百万円 × 4.6% = 63,098 百万円)</p> <p>令和7年度 2,323,646 百万円 × 4.6% = 106,888 百万円 (個人事業税 1,063,400 百万円 × 4.6% = 48,916 百万円) (法人事業税 1,260,246 百万円 × 4.6% = 57,971 百万円)</p> <p>令和6年度 2,234,981 百万円 × 4.6% = 102,809 百万円 (個人事業税 1,086,179 百万円 × 4.6% = 49,964 百万円) (法人事業税 1,148,801 百万円 × 4.6% = 52,845 百万円)</p> <p>令和5年度 2,146,316 百万円 × 4.6% = 98,731 百万円 (個人事業税 1,108,958 百万円 × 4.6% = 51,012 百万円) (法人事業税 1,037,357 百万円 × 4.6% = 47,718 百万円)</p> <p>令和4年度 2,370,765 百万円 × 4.6% = 109,055 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円 × 4.6% = 55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円 × 4.6% = 53,219 百万円)</p> <p>令和3年度 1,765,520 百万円 × 4.6% = 81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円 × 4.6% = 48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円 × 4.6% = 32,637 百万円)</p> <p>令和2年度 1,646,997 百万円 × 4.6% = 75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円 × 4.6% = 53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円 × 4.6% = 21,824 百万円)</p> <p>令和元年度 1,734,126 百万円 × 4.6% = 79,770 百万円</p>

			<p>(個人事業税 1,196,416 百万円 × 4.6% = 55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円 × 4.6% = 24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円 × 4.6% = 81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円 × 4.6% = 56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円 × 4.6% = 24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円 × 4.6% = 79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円 × 4.6% = 58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円 × 4.6% = 21,472 百万円)</p>																																				
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>29</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> <td>179,416</td> <td>178,724</td> <td>180,396</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>181,093</td> <td>181,158</td> <td>181,622</td> <td>182,086</td> <td>182,549</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>183,013</td> <td>183,477</td> <td>183,941</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) ※令和 5 年以降は平成 29 年～令和 4 年のそれぞれの値から FORCAST. LINEAR 関数による推計</p>		29	30	1	2	3	医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396		4	5	6	7	8	医療機関数	181,093	181,158	181,622	182,086	182,549		9	10	11			医療機関数	183,013	183,477	183,941		
	29	30	1	2	3																																		
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396																																		
	4	5	6	7	8																																		
医療機関数	181,093	181,158	181,622	182,086	182,549																																		
	9	10	11																																				
医療機関数	183,013	183,477	183,941																																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																																				
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</p>																																				
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>																																				
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—																																				
12	有識者の見解		—																																				

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和5年8月(厚労03)
----	------------------------	--------------

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

<適用見込み数(推計)>

年次	西暦	黒字率 注1						施設数								適用見込み数(黒字施設数)						合計
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	54.0%	50.0%	68.9%	94.8%	68.9%	90.7%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	3,068	69	31,038	38,208	10,773	46,847	130,002
令和4年	2022	47.1%	50.0%	73.1%	94.2%	66.3%	92.2%	4,736	114	922	12	45,967	40,064	16,241	50,896	2,665	63	33,602	37,740	10,768	46,926	131,764
令和5年	2023	43.5%	50.7%	66.6%	93.3%	65.9%	90.5%	4,707	96	923	10	46,680	39,516	16,617	50,268	2,451	54	31,110	36,881	10,954	45,510	126,960
令和6年	2024	40.0%	46.7%	66.6%	93.0%	65.1%	89.3%	4,682	81	925	8	47,466	39,135	17,079	49,602	2,243	42	31,625	36,392	11,120	44,304	125,726
令和7年	2025	36.5%	42.8%	66.6%	92.6%	64.3%	88.1%	4,657	66	927	7	48,251	38,754	17,541	48,936	2,037	31	32,139	35,905	11,279	43,115	124,506
令和8年	2026	32.9%	38.9%	66.6%	92.3%	63.5%	86.9%	4,632	51	928	5	49,037	38,374	18,003	48,270	1,832	22	32,652	35,421	11,431	41,942	123,300
令和9年	2027	29.4%	35.0%	66.6%	92.0%	62.7%	85.7%	4,606	36	930	3	49,823	37,993	18,465	47,604	1,629	14	33,166	34,939	11,575	40,786	122,108
令和10年	2028	25.9%	31.0%	66.5%	91.6%	61.9%	84.5%	4,581	21	932	1	50,609	37,612	18,927	46,938	1,427	7	33,679	34,460	11,712	39,645	120,929
令和11年	2029	22.4%	27.1%	66.5%	91.3%	61.1%	83.2%	4,556	0	933	0	51,395	37,232	19,389	46,272	1,228	0	34,191	33,984	11,841	38,521	119,764

【出典】

- ・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
 なお、令和5年以降は平成29年~令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計(施設数がマイナスになる場合は0とする)

<減収額(推計)>

(単位:百万円)

和暦	西暦	課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214
令和4年	2022	1,213,841	1,156,924	2,370,765	55,837	53,219	109,055
令和5年	2023	1,108,958	1,037,357	2,146,316	51,012	47,718	98,731
令和6年	2024	1,086,179	1,148,801	2,234,981	49,964	52,845	102,809
令和7年	2025	1,063,400	1,260,246	2,323,646	48,916	57,971	106,888
令和8年	2026	1,040,621	1,371,690	2,412,311	47,869	63,098	110,966
令和9年	2027	1,017,842	1,483,134	2,500,976	46,821	68,224	115,045
令和10年	2028	995,063	1,594,578	2,589,641	45,773	73,351	119,123
令和11年	2029	972,284	1,706,022	2,678,306	44,725	78,477	123,202

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

- ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

なお、令和5年以降は平成29年~令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

<医療機関数(事前評価書用)>

和暦	西暦	全施設数
平成29年	2017	178,492
平成30年	2018	179,090
令和元年	2019	179,416
令和2年	2020	178,724
令和3年	2021	180,396
令和4年	2022	181,093
令和5年	2023	181,158
令和6年	2024	181,622
令和7年	2025	182,086
令和8年	2026	182,549
令和9年	2027	183,013
令和10年	2028	183,477
令和11年	2029	183,941

【出典】

- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和5年以降は平成29年~令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計